

連携協約書

平成28年1月15日

盛岡市 矢巾町

盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

盛岡市及び矢巾町は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）により、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域（以下「盛岡広域圏」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき盛岡市及び矢巾町が連携して取組を行うことにより、盛岡広域圏における経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 盛岡市及び矢巾町は、前条の目的を達成するため、次条第1項に規定する分野において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する分野等）

第3条 盛岡市及び矢巾町が連携する分野、取組及び役割分担は、別表のとおりとする。
2 前項の取組に基づき実施する事業については、連携することにより成果の向上が見込まれるものを対象とし、盛岡市及び矢巾町が協議して別に定める。

（経費分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する経費の分担については、盛岡市及び矢巾町が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第5条 盛岡市及び矢巾町は、本協約の推進に関し連絡調整を図るため、少なくとも年に1回会議を開くものとする。

（失効）

第6条 盛岡市又は矢巾町が、この協約の失効を求める場合は、あらかじめ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に通告するものとする。
2 この協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、盛岡市及び矢巾町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月15日

盛岡市

盛岡市長

谷藤裕明



矢巾町

矢巾町長

高橋昌造



別表（第3条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
産学金官民一体となった経済戦略の策定，国の成長戦略実施のための体制整備	盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）を推進するとともに，戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に向けた人材の育成等，経済の活性化を進める上で体制の整備に取り組む。	連携中枢都市宣言（以下「宣言」という。）の趣旨に沿い，矢巾町と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。	盛岡市と連携して経済戦略の推進や体制の整備に取り組む。
産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	経済戦略に基づき，事業者に向けた異業種交流や新技術・新製品開発のための企業支援，イノベーション実現や事業化に向けた共同研究等，戦略産業の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して戦略産業の育成に取り組む。	盛岡市と連携して戦略産業の育成に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	経済戦略に基づき，地域資源を活用した商品・サービスの開発，販路開拓の推進や六次産業化の支援等，地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	盛岡市と連携して地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	経済戦略に基づき，圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションや外国人観光客の誘致活動等，戦略的な観光施策に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して戦略的な観光施策に取り組む。	盛岡市と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定等，高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	盛岡市と連携して高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
地域医療	二次救急における病院間の連携等，地域医療に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域医療に関する機能の強化に取り組む。
介護	在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援等，介護に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して介護に関する機能の強化に取り組む。
福祉	配偶者からの暴力防止対策等，福祉に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して福祉に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	スポーツ活動の機会の充実等，教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して教育・文化・スポーツに関する機能の強化に取り組む。
地域振興	雇用機会の確保等，地域振興に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域振興に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	自然災害対策の推進等，災害対策に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して災害対策に関する機能の強化に取り組む。
環境	圏域全体でのごみ減量や資源化の推進等，環境に関する機能の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。	盛岡市と連携して環境に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内の生活幹線道路の整備・維持等，道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。	盛岡市と連携して道路等の交通インフラの整備・維持の強化に取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	大都市圏の住民との交流を促進し，定住・定着につなげていく取組等，地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。	盛岡市と連携して地域内外の住民との交流・移住促進の強化に取り組む。
上記に掲げるもののほか，結びつきやネットワークの強化に係る分野	上記に掲げるもののほか，消費生活相談や啓発の実施等，結びつきやネットワークの強化に係る分野で連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して，上記に掲げるもののほか，結びつきやネットワークの強化に取り組む。	盛岡市と連携して上記に掲げるもののほか，結びつきやネットワークの強化に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分野	取組	盛岡市の役割	矢巾町の役割
人材の育成	職員研修の共有等，市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員に関する人材の育成に取り組む。
圏域内市町の職員等の交流	市町の職員等の交流に取り組む。	宣言の趣旨に沿い，矢巾町と連携して市町の職員等の交流に取り組む。	盛岡市と連携して市町の職員等の交流に取り組む。